

隠岐広域連合告示第17号

仁万の里の指定管理者は、次のとおりである。

平成28年12月27日

隠岐広域連合長 池田高世偉

記

1 管理を行わせる施設の名称
隠岐広域連合立仁万の里

2 指定管理者の名称及び所在地

- (1) 名称 社会福祉法人博愛
- (2) 所在地 島根県隠岐郡隠岐の島町都万2582番地1

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

- ア 利用者本人や保護者の意向を尊重するとともに、ケアマネジメント手法を取り入れ利用者一人ひとりのニーズに即して作成した個別支援計画を基に、「目標～実践～記録～モニタリング評価～見直し」を継続して行い、専門的支援の充実に努めること。
- イ 利用者一人ひとりが自分らしく安心して生活できる環境を提供するため、必要に応じて支援の視覚化、構造化を取り入れるとともに、集団生活から生ずるストレスを緩和し家庭的な雰囲気の中で落ち着いて過ごせるよう、小グループによる生活の場の拡大を図ること。
- ウ 有期限、有目標の考え方にに基づき、市町村などの関係機関と連携し定期的にケア会議を開催するとともに、体験実習を行うなど、地域生活移行に向けた取り組みを進めること。
- エ 保護者懇談、家庭訪問、情報提供など家庭との日常的連携に努めるとともに、学齢利用者については、学校教育と学園生活との一体的、統一的な対応を図ること。
- オ 利用者の個性と人格を尊重した支援を実践する中で、利用者と職員との対等、平等の関係づくりを図るとともに、保護者の意向や第三者の評価を施設運営及び利用者支援に反映させるシステムづくりを進めること。
- カ 在宅障がい者（児）及び保護者のニーズに応えるため、空床を利用して障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく短期入所及び日中一時支援事業を行うこと。
- カ 地域に開かれた施設運営の推進を図ること。
- キ 適正かつ効率的な施設運営を図ること。

(2) 業務の範囲

- ア 利用者（児）の支援に関する業務

- イ 施設の利用に係る利用料金の収受に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 管理運営の範囲外の業務
- オ その他、管理運営に関する業務のうち、隠岐広域連合長又は指定管理者が必要と認める業務

4 指定管理者の指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで